

2023年度 第3回 理事会 抄録

日時： 2023年6月10日（土） 19:30～22:00
場所： ハイブリッド開催
出席： 理事： 齊藤、内山、大工谷、吉井
湯元、清宮、佐々木、白石、森本、板倉、小川、黒澤
高橋（哲）、高橋（仁）、田中、谷口、友清、
西山、藤澤、松井
監事： 太田、櫻田、辺士名
欠席者 理事： 網本、大淵、梶村
監事： なし

I. 審議事項

（全2題）

1. 定款第20条第2項の取扱いに係る方針決定について	(湯元専務理事)	承認
<p>定款第20条第2項の取扱いに係る方針決定について本会としては、以下の②の見解を取ることにについて審議がなされ、原案通り承認された。</p> <p>【照会事項】 総会で会長候補者が選出されても、新執行体制の理事会でそれとは別の人物を会長に選定することは可能か。</p> <p>①【顧問弁護士見解】 不可能。 法人法上、理事会を設置している社団法人の代表理事は理事会で選定することとされているところ、本会は定款であえて、「総会の決議により選出された会長候補者から会長を選定する方法」によってもよいとしており、実際に総会で会長候補者を決めようとしているのだから、その通り会長候補者が選出された場合は、その中から会長を選定すべき。総会で会長候補者を選出できなかったときに初めて、本来の方法である理事会互選に戻ることになる。</p> <p>②【他弁護士(TMI 総合法律事務所)見解】 可能。 法人法上、理事会を設置している社団法人の代表理事は、理事会で選定することとされているため、可能である。但し、別の人物とした合理的な理由を説明できるようにしておくことが必要である。</p> <p>【定款】 (役員の選定) 第20条 2 会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。なお、理事会は、総会の決議により選出された会長候補者から会長を選定する方法によることができる。</p>		

2. 2023(令和5)年度第52回定時総会直後の理事会における会長選定手続き案について (湯元専務理事)	承認
<p>定款第20条第2項では、会長の選定については理事会がこれを行う旨が定められている一方、なお書きで、総会の決議により選出された会長候補者から選定する方法によることができる旨も定められている。</p> <p>2023(令和5)年度第52回定時総会直後の理事会における会長選定手続き案について審議がなされ、以下の原案通り承認された。</p> <p><総会決議～理事会選定までのプロセスパターン></p> <ul style="list-style-type: none">① 総会で会長候補者が原案の通り承認され、理事会でもその会長候補者を会長に選定する。② 総会で会長候補者は原案の通り承認されたが、理事会ではその会長候補者とは別の者を会長に選定する。③ 総会で会長候補者なしとされ、理事会で会長を選定する。 <p>については上記3通りの中で、<u>特に②及び③における理事会での会長選定の手順を以下の通り検討したため、次期理事会へ申し送りすることについて審議いただきたい。</u></p> <p><上記②及び③における理事会での会長選定手続き案></p> <ul style="list-style-type: none">1. 以下を対象者として自薦を募る。<ul style="list-style-type: none">② の場合、総会で決議された会長候補者を除く新理事22名③ の場合、新理事23名全員2. 立候補者による3分間の立候補趣旨スピーチ3. 無記名投票を行う4. 立候補者が複数名の場合、過半数得票者が1名出るまで、下位者を1名ずつ減じて投票を繰り返す。5. 過半数得票者1名を会長として選定する。 <p>【定款】 (役員を選定)</p> <p>第20条</p> <ul style="list-style-type: none">2 会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。なお、理事会は、総会の決議により選出された会長候補者から会長を選定する方法によることができる。	